

「食の都庄内」交流会～cheer!! 「食の都庄内」を舞台に輝く人からあなたに～  
第2部 [商品紹介/販売交流会] 出品要領

1. 開催目的

「食の都庄内」サポーター及び協力店が行っている、庄内地域に芽生えた新たな食に関する活動や商品づくりを、販売会をしながら情報交換を行い交流し、食べて知ってもらうことで、食の情報発信と庄内地域の食を起点とした交流がさらに活性化することを目的とする。

2. 出品事業者の要件

以下の要件に当てはまる事業者とします。

- (1) 「食の都庄内」協力店に登録していること（登録は無料）
  - (2) 必要に応じて営業許可を取得、または営業届出をしている事業者であること
  - (3) 庄内の食材を使った加工品を製造販売していること
  - (4) 生産者または製造者自ら（または委託を受けた者）が、販売時間内は販売員として立会いして販売すること
- ・出品事業者数は10件とし、応募が多数の場合は選考とさせていただきます。
  - ・販売する商品数は、出品事業者1件あたり原則2品まで
- ※量目だけの違いや、同じ品名のシリーズ商品は1商品とカウントして良い
- ※2品以上を出品したい方は、事務局にご相談ください。

3. 出品場所（販売会会場）

東北公益文科大学 公益ホール 2階中研修室

- ・出店事業者1件当たりのブース規模は以下のとおりとします。
- 折りたたみテーブル2台分（横150cm×縦90cm）
- ※テーブル2台、椅子のみ事務局で準備します
- ・公益ホール2階中研修室の場所については、事務局で決めさせていただきます。

4. 出品に関係する基本ルール

(1) 準備・片付け

- ・準備と片付けについては、出品事業者の責任で時間で守って行ってください。
- 準備（搬入）時間（12:00～14:15）
- 片付け（撤収）時間（15:30～16:30）
- ・販売に必要な備品は各自でご用意ください。

- ・発生した空き箱やゴミは、必ずお持ち帰りください。

## (2)販売

- ・販売の時間は 14：30～15：30 の 1 時間です。

- ・会場内では調理できません。

※ 臨時飲食店営業は不可、試食提供のための調理も不可とします。

※ 商品の封を開けて、試食用に盛り付けをすることのみを許可とします。その際は、適宜手指のアルコール消毒を行ってください。

- ・火器類及び電源の使用はできません。

- ・試食販売に係る水道の利用はできません。

## (3)試食販売の注意事項

- ・適切な価格を出品事業者が設定し、分かりやすく表示して販売をお願いします。

- ・加工食品については、法令等に基づく食品表示を遵守してください。

- ・試食提供は各事業者が事前に準備して、衛生管理に十分注意しながら提供ください。

また、床に汚れが付かないように配慮をお願いします。

- ・温度管理が必要な食品、賞味期限ではなく消費期限が設定されている食品などは保健所に届出が必要です。

※ 上記加工品を販売したい場合は事務局にご相談ください

※ 乳類及び酒類の販売はできません。

## 5. 出品にかかる費用・試食販売費について

- ・会場使用料及び販売手数料など出品にかかる費用は無料です。

- ・試食提供費として、1 出品事業者に対し一部を事務局から補助します。

※ 補助の金額は交流会の参加人数が決まったら調整します。

## 6. その他

- ・販売品等の盗難、破損等により被った損害について事務局はその責任を負いません。

- ・販売に関しては、事務局の指示に従ってください。

- ・内容が「食の都庄内」交流会の趣旨にそぐわず、不適当だと認められた場合は、出品をお断りする場合があります。

---

○事務局/問い合わせ：「食の都庄内」ブランド戦略会議

(庄内総合支庁地域産業経済課内)

TEL：0235-66-5490